

「浦添市公共施設ＬＥＤ照明導入調査業務」仕様書

1 業務目的

本市の地球温暖化対策実行計画及び今後の電気料金の高騰に対する対策のため本市公共施設における照明器具のＬＥＤ化を早急に実施する必要がある。本業務は、公共施設の照明器具のＬＥＤ化の実施に先立ち、対象施設の既存照明器具の現況調査及び照明器具台帳等の資料作成を行うことを目的とする。

2 調査対象施設

計 58 施設（小中学校 16 施設 その他公共施設 42 施設）※詳細については別紙参照

3 業務期間

契約締結日の翌日から 2025 年 2 月 28 日まで
（予備期間を含む）

4 業務内容

(1) 現地調査

① 業務実施計画書の作成

受注者は、本業務に着手する前に、実施体制、業務責任者、業務実施者、実施工程表及びその他必要な事項を記載した業務実施計画書を作成し、発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得ること。業務実施計画書の作成にあたって、その内容については、発注者と協議を行い、発注者の承諾を得ること。

受注者が業務実施計画を変更しようとする場合、その内容について発注者の承諾を得ること。

また、発注者が各施設の調査の順番等について要望した場合は、可能な限り応じること。

② 対象施設への事前連絡

受注者は、対象施設の施設管理者（所管課担当職員）に事前連絡し、現地調査の日時を調整すること。対象施設へは早期に連絡を行い、施設の運営に支障をきたさないよう配慮すること。現地調査の時期については、施設管理者に確認のうえ、日程調整を行うこと。

③ 現地調査の実施

対象施設に設置されている対象器具（表 1）について、その種類、数量等を調査すること。現地調査を行う際は、施設の運営に支障を来たさないよう、施設管理者の指示に従うこと。照明器具が極度に劣化している場合は、その劣化状況や該当箇所が分かるように写真等で記録すること。その具体的な方法については、発注者と協議し、

決定すること。

表1 対象器具

主な設置場所	対象機器
屋内	ベースライト（直付・埋込・スクエア等）
	ダウンライト
	白熱電球
	非常用照明器具
	誘導灯
	高天井照明
	その他（スポットライト・特殊照明等）
屋外	屋外用照明器具（投光器・外灯等）

④ 照明器具の稼働状況等の確認

4(2)③電気使用量等の削減効果の試算を行うため、各施設の照明器具の稼働状況等の情報を収集すること。その具体的な方法については、発注者と協議し、決定すること。

(2) 資料作成

① 既存照明設備台帳の作成

別紙「照明器具台帳（施設毎）」を参考に、現地調査結果から施設毎に照明器具台帳を作成すること。原則として、部屋単位で照明種別ごとに照明の数量を記載すること。また、特殊な形状の照明器具などについては詳細を備考に記載すること。

別紙「照明器具台帳（全施設集計）」を参考に、全ての施設の集計結果をまとめること。

② LED 化導入事業費の概算見積

調査結果を基に、LED 照明を導入した際の費用の見積書を作成すること。また見積には、設計費、交換工事費、撤去費、PCB の処分費等を含めること。

③ LED 化後の電気使用量・電気料金及び CO2 排出量の削減効果の試算

調査結果を基に、LED 照明を導入した際の電気使用量、電気料金及び CO2 排出量の削減効果を試算すること。

5 成果物

① 4(2)で作成した資料について、A4 版ファイル綴じ 2 部、電子データ（CD-R 等）1 部を提出すること。

② 打ち合わせ記録及び議事録について、A4 版ファイル綴じ 1 部、電子データ（CD-R 等）1 部を提出すること。

6 発注者側の業務担当者

本業務の主たる窓口は財務部行財政改革推進課担当職員とする。ただし、現地調査の日程調整及び調査時の現地対応は施設所管課担当職員とする。

7 業務責任者及び業務実施者の配置

業務責任者及び業務実施者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- (1) 建築設備士
- (2) 技術士（電気電子）
- (3) 電気工事施工管理技士（1級・2級）
- (4) 電気工事士（1種・2種）

8 その他

- (1) 本業務に関する資料・成果物の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 仕様書等に記載がなくても、業務上必要なことは受注者の負担により業務期間内に責任をもって解決すること。ただし、受注者の責によらない問題が発生した費用の負担は協議による。